

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための 登園自粛に伴う保育料日割り手続きのお知らせ

認可保育施設に入所している(いた)0～2歳児の保育料について、
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため登園自粛を行った場合に月額
保育料を日割りし差額の還付を受けることができます。

I 対象

認可保育施設に入所している(いた)0～2歳児の令和2年3月
～5月分の保育料

※年齢は対象月が属する年度の4月1日時点の年齢です。

無償化対象の3歳児以上や月額保育料が0円の0～2歳児は対象外

II 申請書

申請書は各認可保育施設、こども育成課(市役所西庁舎3階)、市ウ
ェブサイトより取得できます。

日割り計算には月ごとに申請書の提出が必要です。

III 申請提出先・期限

- ・利用施設へ提出する場合・・・施設の定める期限までに持参
- ・こども育成課へ提出する場合・・・下記期限までに持参または郵送

3月分・・・令和2年5月13日

4月、5月分・・・令和2年6月12日

IV 日割りの方法等

登園を自粛した日を除く施設の開所日数で月額保育料を日割り計算し、
差額を還付します。

- ・公立保育所、民間認可保育所・・・申請書記載の口座へ還付
- ・小規模、事業所内保育事業、認定こども園・・・各施設より還付

※保育料が未納の場合には減額更正します。

還付時期や金額については後日通知を送付します。

対象期間が延長になる場合には改めてお知らせします。

お問合せ先

郡山市こども育成課保育認定係 TEL 024-924-3541
